「健康宣言事業」実施のお知らせ

当組合は今年度より経済産業省が実施している「健康宣言事業」を行うこととなりました。

健康宣言事業は、日本健康会議が認定する「健康経営優良法人認定制度」に基づき、経済産業省が「健康経営」の普及促進を行っています。

１　健康経営優良法人認定制度とは

　　　事業者の従業員の健康保持・増進の取り組みが将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から考え実践することを「健康経営」といいます。当組合の対象事業者（法人のみ）は中小規模法人部門※であり、申請にあたっては保険者が実施する健康宣言事業に事業者が参加したうえで、その事業者自身が健康宣言を行っていることが必要となります。

　　　現在、経済産業省は「健康経営優良法人2021」を受け付けています。申請時点で事業所が健康宣言を実施していることが必要です。なお、申請時点で実施見込みでは認定がされません。

　　　健康経営優良法人と認定された場合は、２月～３月ごろに認定法人として発表されます。

　　　詳細は経済産業省ホームページ※※をご参照ください。

　　　※中小規模法人部門は①従業員が３００人以下、②卸売業１００以下、③小売業５０人以下④医療法人・サービス業１００人以下となります。

　　※※健康経営優良法人認定制度

<https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html>

２　認定には事業者の皆さんが健康宣言を行うことが必要です

　　　事業者の皆さんが健康宣言をする場合必要となる主な事項は次のとおりです。

　　　※①～③のうちのどれかひとつの項目、④は必須、⑤～⑦は努力項目です

　　　①事業者が従業員の健康課題の把握と具体的に必要となる対策の検討を行うこと。

　　　②事業者がヘルスリテラシー、ワークライフバランスの向上、職場活性化等のために、健康経営の実践に向けた基礎的な土台作りとワークエンゲイジメント（具体策）の取組を行うこと。

　　　③事業者が健康増進・生活習慣病予防、感染症予防、過重労働、メンタルヘルス等への対策のために、従業員の心と身体の健康づくり向けた対策を実施すること。

　　　④事業者が健康宣言の事業者内外への発信を実施すること。

　　　⑤事業者に健康づくり担当者を一名以上設置すること。

　　　⑥事業者は組合の求めに応じて４０歳以上の従業員の健診データを提供すること。

　　　⑦事業者が従業員の健康管理に関する法令について重大な違反をしていないこと。

３　事業者が参加するメリット

　　　①「健康宣言」を事業者としてＰＲできます。

　　　②認定事業者であることをアピールでき、事業者のイメージアップや人材確報等でアピールできます。

　　　③「健康経営優良法人」ロゴマークの使用が可能となります